

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

### 新潟県人事委員会規則第6-1766号

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年条例第5号。以下「改正条例」という。）附則第3項及び第6項の規定に基づき、退職手当に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額）

**第2条** 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第49号。以下「条例」という。）第8条第5項及び第6項並びに第11条第1項から第3項までの規定により条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる在職期間（以下「職員以外の地方公務員等としての在職期間」という。）が条例第8条第1項に規定する職員としての引き続き在職期間に含まれる者が、人事委員会が定めるところにより、その者の職員以外の地方公務員等としての在職期間において条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

（改正条例附則第4項の規定の適用に関する読替え等）

**第3条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額を受ける職員に対する改正条例附則第4項の規定の適用については、同項中「退職の日において属する職務の級及び号給の別」とあるのは「退職の日における給料月額」とし、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）第13条の規定による改正前の任期付職員条例の規定による給料月額（以下「旧給料月額」という。）は、次の表の新給料月額に対応する旧給料月額欄に定める給料月額とする。

新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額
円	円
948,000	961,988
1,068,000	1,084,711
1,174,000	1,198,000

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。